

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.003

処 分 名	道路の占用の許可
処 分 の 概 要	道路に電柱・水道管・ガス管などを設置し、継続して道路を使用する場合や、建築足場など一時的に道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 32 条 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 7 条、第 9 条～第 18 条
審 査 基 準	「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に適合すること。
標準処理期間	20 日（他の道路管理者及び交通管理者の協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	春日部市ホームページよりダウンロードできます。 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kanri/shinseisho/machi/dourosenyousinsesho.html

■道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

■道路法施行令

第二章 道路の占用

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 太陽光発電設備及び風力発電設備

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

六～十一（略）

十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。

以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）